

新型コロナウイルス「緊急事態宣言 39 県解除」に伴う当健保組合の対応について

先週末、新型コロナウイルス感染拡大防止の「緊急事態宣言」が 39 県について解除されることが決定されました。

しかし、宣言解除後も 3 密を避ける、不要不急の他県への移動は避ける、在宅勤務、時差出勤を推進する等の基本的な予防方針は継続されること、また、8 都道府県については「緊急事態宣言」が継続中であることを踏まえ、当健保組合は感染予防のため、引き続き下記のとおり、勤務時間短縮等により対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 業務対応日および時間

(1) 業務対応日

土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日

(2) 業務対応時間

10:00 ～ 16:00

※12:00～13:00 の間は電話でのお問い合わせ受付を休止いたします。

※業務によっては対応者不在によりご回答にお時間をいただく場合もございます。

※その他詳細については、現在掲載中の「新型コロナウイルス「緊急事態宣言」に伴う当健保組合の対応について」（令和2年4月21日付）と同様です。

2. お問い合わせ先

〒380-0936 長野県長野市岡田町 176 番地

法令出版健康保険組合

Tel. 026-226-1973 Fax. 026-225-6912

以 上